

ご利用ください

くらしの講座



消費生活に関わるテーマを選び、
気軽に学べる「くらしの講座」を
開催しています。
区報やホームページで
お知らせします。

出前講座

区民の方の集まりや勉強会などに
消費生活相談員が出向き、
悪質商法の手口の
事例や対処法などを、
わかりやすくお話しします。



消費者情報の提供



消費者情報誌
「消費者相談の現場から」を
発行しています。
また、消費生活に関する
各種リーフレットや雑誌を
取りそろえています。

案内図



消費生活センター

☎03-3228-5438

(対象者…区内在住・在勤・在学の方)

相談受付時間

月曜日～金曜日
午前 9:30～午後 4:00
(祝日・年末年始を除く)

土曜日・日曜日に相談できる機関

- 東京都消費生活総合センター
☎ 03-3235-1155
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

- 消費者ホットライン
☎ 188（年末年始を除く）
全国共通の消費生活相談ダイヤルです。
身近な消費生活相談窓口を案内します。

中野区消費生活センター

〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区役所 4 階

TEL: 03-3228-5438

FAX: 03-3228-5456



だまされ
ないで
気をつけ
て！

みなさん



中野区
消費生活センター

ご案内

困ったら迷わず相談！

☎03-3228-5438

困った時は一人で悩まず相談を！

契約上のトラブル、商品の購入やサービスについての苦情や疑問などについて、専門の消費生活相談員が解決のお手伝いをします。

レスキュートラブル



トイレのつまり、カギ紛失、ゴキブリが出たなど、緊急時にネットで業者を探したら、高額な請求をされてしまう。

不当請求、架空請求



身に覚えのない代金の請求書が届いたり、メールで代金を請求される。

定期購入のトラブル



通信販売などで、お試し価格やモニター価格など安い価格で契約させるが、1回では終わらず、2回目以降は高額請求されることが多い。

点検商法



無料で屋根を点検すると訪問し「屋根瓦がずれている」「このままでは瓦が落ちて危険」などと不安をあおり、工事の契約をする。契約は様々で、床下や排水管工事などもある。

クーリング・オフを知らう！

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売方法により、必要のないものを契約してしまった。こんな時、消費者から一定期間であれば無条件で契約を解除することができるのがクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフの方法

はがきに下記のように書き、コピー（両面）を取ってから郵便局で「簡易書留」など、記録の残る方法で出しましょう（スマートフォンやタブレット、パソコンを使った「電磁的記録」でもクーリング・オフの通知を行うことが可能です）。

契約解除（申し込みの撤回）通知

申込日 ○○年○○月○○日

販売会社名（担当者名）

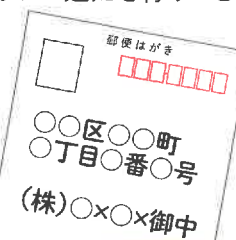
販売会社住所

商品名

契約金額

上記日付の契約を解除（撤回）します。

契約者 ○○年○○月○○日
住所・氏名



※クレジットを利用した時は、クレジット会社にも必ず同時に通知します。

クーリング・オフ期間

8日間

訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売、特定継続的役務（エステ、美容医療、外国語教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）

20日間

マルチ商法、内職・モニター商法

上記以外にもクーリング・オフできる契約があります。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、あきらめずにご相談ください。